

大学野球の用具に関する規定

平成 23(2011)年 7 月 1 日

全日本大学野球連盟

1. バットに関する規定

(1)素

材：①公認野球規則[1.10 バット]によるものとする。ただし、日本アマチュア野球規則委員会と全日本バット工業会との合意に基づくバットでなければならない。

※日本アマチュア野球規則委員会と全日本バット工業会の合意に基づくバットとは、所定の位置に「BFJ ロゴマーク」が押印されているものである（図 1、2）。

※全日本バット工業会により公示されるブランドの一覧表は全日本大学野球連盟ウェブサイトに掲載。

②前項①のただし書きにもかかわらず、日本プロフェッショナル野球組織により承認を受けているバットについては使用を認める。

※日本プロフェッショナル野球組織により承認を受けているバットとは、所定の位置に「NPB ロゴマーク」が押印されているものである。

③木片の接合バット、竹の接合バット及び圧縮バットの使用は認めない。

図 1 B F J マーク

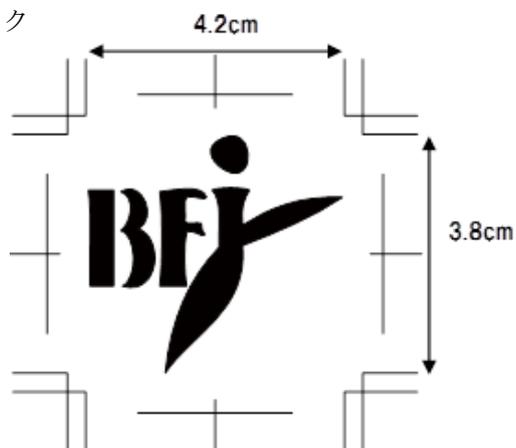
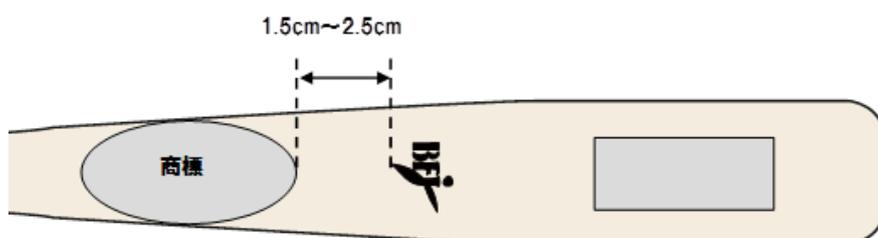


図 2 B F J マーク印字位置



※各項目についての注意事項（平成 25 年 2 月 13 日通達）

①＝現在、全日本バット工業会より公示されているブランドのもの以外のバットを在庫としてある場合は、本年度に限り使用を認めるが、今後は使用できなくなるので、新たに購入する場合は、必ず規則通りのバットを購入すること。

③＝本年度は木片の接合バット、竹の接合バットおよび圧縮バットの使用を認めるが、来年度からは使用禁止とする。ただし、木片の接合バット、竹の接合バット（全日本バット工業会より公示されているブランドのもの）については、各地区大学野球連盟の事情により、2部以下の下部リーグの試合に限り来年度以降も認める場合がある。なお、圧縮バットについては、来年度以降の使用はできない。

なお、本年 6 月開催の「第 62 回全日本大学野球選手権大会」と 11 月開催の「第 44 回明治神宮野球大会」においては、本規則を適用する（木片の接合バット、竹の接合バットおよび圧縮バットの使用はできない）。

(2) 形 状 ・ 規 格：公認野球規則[1.10a、b、c]のとおり

(3) 色：素材の色（自然色）、黒色、ダークブラウン、赤褐色および淡黄色系とする。ただし、木目を目視できるもので、稚拙な塗装技術を用いてないものとする（例えばボールに塗料が付着するなど）。

なお、メイプルに限っては、その特性を考慮し、“ポッキー”を認める。つまり、打球部で木目が目視できなくても、グリップ部分（端から 18 インチ）で木目が確認できればよいこととする。

(4) グ リ ッ プ：①バットの握りの部分（端から 18 インチ以内）には、テープを巻いて握りやすくすることは許される。ただし、テープを厚く巻いた、いわゆる“こぶ”バットならびに凹凸タイプのテープを付着することはできない。

②バットの握りの部分（端から 18 インチ以内）を樹脂等で補強したバットを使用することができる。

(5) 商 標：バットの先端部分には、バットモデルとバットの品名・品番・材種のみ表示することができる。マーク類は表示できない。大きさは、バットの長さに沿って縦 5 センチ、横 9.5 センチ以下とする。文字の大きさは縦、横とも 2 センチ以下とする。

・握りに近い部分には、製造業者または製造委託業者の名称を含む商標を表示する。大きさはバットの長さに沿って縦 6.5 センチ以下、横 12.5 センチ以下とする。

・これらの商標は、すべてのバットの同一面に表示する。

(6) チーム名等：バットのグリップエンド以外にチーム名および個人名は表示できない。

2. ボールに関する規定

(1) 規 格：周囲 22.9 センチ～23.5 センチ、重量 141.7 グラム～148.8 グラムとする。

3. グラブ、ミットに関する規定

(1) 規 格：公認野球規則[1.12～1.14]のとおり

(2) 商 標：布片または刺繍によるものとする。

〈表示箇所〉背帯あるいは背帯に近い部分または親指のつけ根の部分のうち
1ヶ所に限定

〈大きさ〉縦 4 センチ以下、横 7 センチ以下

・マーク類を布片または刺繍によって表示する場合（エナメル表示は不可）、親指のつけ根に近い箇所に限定し、その大きさは、縦 3.5 センチ、横 3.5 センチ以下でなければならない。

・品名、品番、マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、黒色または焼印の自然色でなければならない。

(3) 投手用グラブ：縫い目、しめひも、ウェブ全体が一色でなければならない。しかもその色は、白色、灰色以外のものでなければならない（公認野球規則[1.15a]）。
・投手は、そのグラブの色と異なった色のものを、グラブにつけることはできない（公認野球規則[1.15b]）。

① 個人名：個人名刺繍をグラブに入れる場合、その色はグラブ本体の色と同色とし、親指のつけ根部分 1ヶ所に限定する。大きさは最長でもグラブの親指部分の半分を超えてはならない。

② マーク類：布片または刺繍によるものとする。

〈表示箇所〉背帯あるいは背帯に近い部分、また親指のつけ根部分のうちいずれか 1ヶ所

〈大きさ〉縦 3.5 センチ、横 3.5 センチ以下

投手用グラブにマーク類を布片または刺繍によって表示する場合、その色は文字の部分を含み、すべて白色または灰色以外の色でなければならない。

③ しめ紐：グラブ本体と同色でなければならない。

④ 縫い糸：白色、灰色、シルバー以外とする。ただし、光沢のある色および目立つ色は認められない。

⑤ ウェブ：投手用グラブのウェブには、同色であれば背番号のプレス、刻印（レーザー刻印）または切り抜きを認める。ただし、その大きさは、縦 3.5 センチ、横 3.5 センチ以内とする。

- ⑥ はみ出し：はみ出し部分の色彩は、グラブ本体と同系色で目立たないもの、もしくは皮の自然色とする。

4. その他用具に付ける商標に関する規定

(1) 手袋、リストバンド、サポーター：

表示箇所は1ヶ所に限定、大きさは7平方センチ以下とする。なお、リストバンドとサポーターの両方をつける場合は、いずれか1ヶ所とする。

(2) ユニフォーム：

(※帽子、ストッキング並びにダッグアウトに持ち込むグラウンドコートやバッグ等を含む)

- ・ユニフォームの表面にいかなる商標、マークもつけてはならない。
- ・ユニフォームには、校名、校章、県名または地名を表記することができる（校名、校章に準じるものも可）。また、背番号の上に苗字を入れることもできる。ただし、書体はローマ字で、同姓同名の場合は頭文字を一文字入れて苗字を綴ること。なお、苗字を入れた場合は、チーム名で同一の仕様に揃えなければならない。
- ・グラウンドコート、帽子、アンダーシャツ、ストッキング、アンダーソックスはそれぞれ外部から見える表面にいかなる商標、マークもつけてはならない。なお、ハイネックのアンダーシャツの襟首部分へ学校名なども一切表記することはできない。

(3) スパイクシューズ：原則同一メーカー、同一デザイン、同一色とするが、メーカーが異なっても同一色であれば使用を認める。

- ・スパイクには校名、校章などを表記することができるが、個人名などを表示することはできない。ただし、ベロ上の部分に限り、個人名や番号を表示することができる。

(4) エルボーガード：表示箇所は1ヶ所に限定、大きさは7平方センチ以下とする。

(5) レッグガード：表示箇所は1ヶ所に限定、大きさは7平方センチ以下とする。

(6) 帽子・ヘルメット：大学名、大学名の頭文字、大学の校章のうち1種類のみを表記することができる。ただし、ヘルメットに背番号を表記する場合は、後方部分のみに限定する。

(7) 捕手用具一式：捕手用具の表面にはいかなる商標、マーク（型押しも含む）をつけてはならない。

(8) マウsguard[®](マウスピース)：白または透明なものに限り、使用を認める。

5. 審判用具に関する規定

(マスク、帽子、ボール入れ、審判用ユニフォーム、プロテクター、シューズ等)

- (1) 大会で委嘱した審判員はその被服、マスク、プロテクター、ボールケースなど外から見える部分にはいかなる商標をつけてはならない。またスパイクは黒色一色とする。

以上

※変更点※

・平成 25 年 2 月 13 日【1. バットに関する規定】

- (1) 素 材：規則変更
- (4) グリ ッ プ：「②バットの握りの部分（端から 18 インチ以内）を樹脂等で補強してバットを使用することができる。」を追記。
- (6) チーム名等：規則変更